

平成24年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成24年9月5日（水曜日）午前10時06分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第6号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

- 日程第 4 議案第 5 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 6 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 7 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 8 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 5 9 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 6 0 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 6 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 7 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 7 4 号 市道路線の認定について
- 日程第 9 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 報告第 6 号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第58号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
 議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第73号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第74号 市道路線の認定について
- 日程第 9 決算審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時06分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により4番 田谷文子君、5番 古橋智樹君、6番 小松崎 誠君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、各常任委員会から調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長からの報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第2回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました所管事務の調査項目につきまして、7月11日及び7月25日に産業建設委員会との連合審査会により、調査を実施いたしました。調査事件といたしましては、公印の管理についてということで、農業体質強化基盤整備促進事業補助金についてを議題とし、調査を実施いたしました。

調査をするにあたりましては、執行部より副市長及び担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。なお、協議の経過、内容については、お手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。委員派遣承認要求書が7月13日付をもって提出され、市内体育施設及びあじさい館の管理状況についての調査のため、委員派遣をすることを7月13日、議長において承認しておりますので、その結果も含め報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の閉会中における所管事務調査の経過等についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第2回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成24年7月13日に委員会を開催いたしました。委員会での調査事項は教育施設、文化施設、体育施設及び福祉・保健施設に関する事項として、市内体育施設及びあじさい館の管理状況について及び公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、小中学校適正規模化実施計画案について、以上2件について、教育長並びに担当部課長等の説明を求め慎重に調査を行いました。

市内体育施設及びあじさい館の管理状況についての調査では、同日の委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、現地調査を実施しました。現地調査では、業務一括委託により、管理することとなった第1常陸野公園、わかぐり運動公園、戸沢公園運動広場、多目的運動広場の4体育施設、同じく業務一括委託をしているあじさい館の管理状況等について担当者から説明を受けました。現地調査終了後、会議室において引き続き調査を実施し、質疑等を行いました。

次に、小中学校適正規模化実施計画案について、担当者から内容の説明を受けました。8月にはこの計画案をもとに学校統廃合を予定している小中学校の保護者を対象に、意見交換会を実施するとの報告がありました。委員からは保護者だけを対象とすることなく、各地域の区長などの市民も対象とすべきとの意見がありました。なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第2回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、8月10日に総務委員会との連合審査会を開催いたしました。調査するにあたりましては、執行部

より副市長及び担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

連合審査会の調査項目としては、農林水産業の振興に関する事項中の農業体質強化基盤整備促進事業補助金についてであります。主な内容といたしましては、最初に職員の分限懲戒に関する部分について説明を求めました。次に環境経済部に関する事務手続等の部分について説明を求めました。さらに、調査事項に係る参考人を招き、調査事件の詳細な経緯について質問をしました。また、委員からは監査を要請する意見が出され、全会一致で決定され、議長を通じ監査実施依頼を提出し、監査を実施するよう要請していただきました。委員会の調査経過並びに概要につきましては、会議録のとおりでございます。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配布いたしました請願文書表に記載のとおり、請願第2号 教育予算の拡充を求める請願の1件であり、所管であります文教厚生委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、陳情等3件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成24年第2回定例会会議録並びに平成24年第2回臨時会会議録をお手元に配布しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年5月から7月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第 6 号

○議長（小座野定信君）

日程第3、報告第6号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

ただいま議題となっております報告第6号について市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第6号 平成23年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付し、報告するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第6号の報告を終了いたします。

日程第 4 議案第 55 号ないし議案第 60 号

○議長（小座野定信君）

日程第 4、議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第 60 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 6 件を一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました、議案第 55 号から議案第 60 号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第 55 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職として、保育所運営事業者選考委員を追加するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 56 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成 24 年 4 月 1 日に施行された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律により、国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置（通称 わがまち特例）が導入され、公害防止用に公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置に係る軽減割合を 4 分の 3 にするため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 57 号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、決算剰余金の基金への積み立てに係る規定を追加するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 58 号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、決算剰余金の基金への積み立てや新たな導入を予定している満期一括償還地方債に係る原資の基金への計画的な積み立て及び処分に係る規定を追加するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 59 号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害対策基本法の一部改正により、防災会議と災害対策本部の所掌事務を見直し、両者の役割分担を明確にするため条例を制定するものであります。

次に、議案第 60 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、電気自動車の普及に伴い、電気自動車の急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第55号及び59号についての説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第55号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、要旨、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職を追加するため、この条例を制定するものでございます。内容は、保育所運営事業者選考委員を別表第2に新たに加え、第4条第2項の兼ねる特別職の職員として、受けるべき報酬を支給しない規定を適用させるものでございます。施行期日につきましては、公布の日を施行期日としております。

続きまして、議案第59号 かすみがうら市防災会議条例及びかすみがうら市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、災害対策基本法の一部改正により防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、両者の役割分担を明確にするためこの条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第56号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第56号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日公布されたことに伴いまして、かすみがうら市税条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、平成24年3月31日までに取得した固定資産税の償却資産に係る下水道除害施設、下水道施設の機能に障害を及ぼすような物質を流入させないための施設でございますが、これを設置した場合につきまして、地方税法の規定により課税標準を本来の額から4分の3に軽減する特例が定められておりましたが、地域決定型地方税制特例措置（通称 わがまち特例）の導入によりまして、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得した同施設の課税標準につきましては、市町村の条例で定めることとされ、その割合につきましては、地方税法で規定していた4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下の範囲内において定める割合とする地方税法の改定がありましたことから、地方税法の規定と同様の割合となる4分の3に軽減する規定を定めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日としておりますが、経過措置としまして、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用することとするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第57号及び58号について説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第57号 かすみがうら市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。決算剰余金の基金への積み立てや、新たに導入を予定している満期一括方式の地方債の償還に係る原資の基金への積み立て及び処分に係る規定を追加するため、この条例を制定するものでございます。この条例は公布の日から施行を予定しております。

議案第58号 かすみがうら市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。決算剰余金の基金への積み立てや新たに導入を予定している満期一括方式の地方債への償還に係る原資の基金への積み立て及び処分に係る規定を追加するため、この条例を制定するものでございます。この条例は、公布の日から施行を予定しています。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、議案第60号について説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第60号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨をご説明いたします。

国から対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が公布され、それに基づき平成24年12月1日から電気自動車の充電に用いる急速充電設備が火災予防条例の火器使用設備の対象となるため、設置する際の位置、構造及び管理に関する基準をかすみがうら市火災予防条例に定めるものでございます。この条例は平成24年12月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第55号ないし60号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 議案第61号ないし議案第65号

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）ないし議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題と

いたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第61号から議案第65号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7050万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億3379万2000円とするものです。

次に、議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3173万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億267万8000円とするものです。

次に、議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2821万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2711万5000円とするものです。

次に、議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2301万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7797万5000円とするものです。

次に、議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1405万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7820万7000円とするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第61号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7050万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億3379万2000円とするものでございます。主な補正の内容といたしましては、行政改革推進事業に係る負担金、財政管理事務事業に係る補助金等審議会委員への報酬、基金への積立金、戦没者英霊顕彰事業に係る旅費、地域福祉施設整備事業に係る補助金、老人保健事務事業に係る国庫負担金超過交付金の返還、後期高齢者医療に係る人間ドック補助金、保育所運営事業者選考委員報酬、放課後児童健全育成事業に係る放課後児童クラブ民営補助金、農林水産に係る補助金、土地改良整備支援事業に係る修繕料、農道整備に係る委託料と工事請負費、消防団施設整備に係る詰所整備工事、下水道事業特別会計への繰出金などに加え、人件費を計上するものでございます。

議案第62号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3173万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億267万8000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、特別会計の平成23年度決算に伴う精算として、後期高齢者支援金の追加、介護納付金の追加、人間ドック受診者増に対する補助金の増額及び一般会計への繰出金を計上するものでございます。

議案第63号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2821万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2711万5000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、平成23年度決算に伴う精算として、一般会計への繰出金を計上するものでございます。

議案第64号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2301万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7797万5000円とするものでございます。ポンプ場設置のポンプ交換、舗装復旧工事、管路カメラ調査委託料、公共汚水柵設置工事及び計画区域内未整備地区の下水管布設工事費などに加え、人件費を計上するものでございます。

議案第65号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1405万9000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7820万7000円とするものでございます。主な補正の主な内容といたしましては、平成23年度決算に伴う国県支出金等返還金及び平成23年度の住民異動に伴う保険料の還付金、並びに一般会計への繰出金を計上するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第66号ないし議案第72号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題といたします。

なお、ただいま議題となっている7件の決算認定議案については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて監査委員からの説明を求めます。

最初に、提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第66号から議案第72号 平成23年度かすみがうら市一般会計各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の認定案件についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度各会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議のうえ認定を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次に、審査意見について説明を求めます。

代表監査委員 久保田喜久男君。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

それでは、平成23年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成23年度決算審査を7月23日から8月17日まで実施しました。審査の対象は、平成23年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計の各会計であります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、証書類は地方自治法及び地方公営企業法の関係法令に準拠して調製されており、計数的な誤りはなく、正確であると認めました。また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認めました。そのほか基金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認めました。なお、詳細につきましては、別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、会計管理者 吉藤 稔君。

[会計管理者 吉藤 稔君登壇]

○会計管理者（吉藤 稔君）

それでは、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の概要からご説明申し上げます。

まず、歳入総額、収入済額でございますけれども、金額にしまして172億9335万1086円。対しまして、歳出総額163億4409万1098円で、歳入歳出差引額9億4925万9988円となりまして、さら

に、このうち翌年度に繰り越すべき財源としまして、1億6739万7800円を差し引きまして、実質収支額7億8186万2188円となっております。

続きまして、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額につきましては、50億7636万2115円。歳出総額が48億1062万971円でございます。実質収支額2億6574万1144円となっております。

続きまして、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額が5億8977万8540円。対しまして歳出総額5億8900万5686円でございます。実質収支額77万2854円となっております。

続きまして、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額12億8012万5980円。歳出総額で12億5763万9320円でございます。歳入歳出差引額は2248万6660円でございますけれども、このうち翌年度に繰り越すべき財源34万円を差し引きまして、実質収支額は2214万6660円となっております。

続きまして議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、まず、歳入総額3億9372万4646円。対しまして歳出総額が3億8313万6608円でございます。実質収支額1058万8038円となっております。

続きまして、議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございますけれども、歳入総額が26億6221万4456円。歳出総額26億4245万4064円で、実質収支額は1976万392円となっております。

以上が平成23年度の一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要でございます。よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の概要を説明いたします。まず、収益的収入でございますが9億5075万5357円、収益的支出が9億5952万5931円でございます。これを損益計算書に基づきまして、経常収支を算出いたしますと877万574円、当年度の純損失となります。損失分につきましては、当年度未処理分利益剰余金におきまして補てんしております。当年度未処理分利益剰余金につきましては、1億1964万2158円となるものでございます。

次に、資本的収入につきまして、ご説明いたします。まず、資本的収入でございますが、1930万円でございます。資本的支出につきましては、5億340万6532円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億8410万6532円につきましては、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補てんをし、収支のバランスをとっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で市長からの提案説明、監査委員からの説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第7日目の9月11日にいたしたいと思っておりますが、

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 73 号

○議長（小座野定信君）

日程第 7、議案第 73 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 73 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更することについて、関係市町村と協議することを求められているので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により提案するものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第 73 号の趣旨説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第 73 号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてご説明申し上げます。本案は地方自治法第 291 条の 3 第 3 項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定に基づきまして、議会の議決を求めるとであります。変更内容につきましては、構成市町村の負担割合等に関する部分についてでございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成 24 年 7 月 9 日に施行されたことに伴い、一定要件を満たした外国人住民についても、住民基本台帳が作成されることから茨城県後期高齢者医療広域連合規約第 18 条第 2 項に関する別表第 2 の備考から外国人登録原票という文言を削るものでございます。施行期日につきましては、平成 25 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第 7 日目の 9 月 11 日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 74 号

○議長（小座野定信君）

日程第 8、議案第 74 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 74 号 市道路線の認定につきましては、都市計画法の規定に基づく開発行為により、帰属を受けた稲吉地内の路線を市道路線と認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第 74 号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第 74 号 市道路線の認定についてご説明いたします。本案は稲吉 4 丁目地内に位置し、都市計画法の規定に基づく開発行為により、築造された道路であり、延長 163.7メートルにつき、市道㊦ 8-2902 号線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第 7 日目の 9 月 11 日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 決算審査特別委員会の設置について

○議長（小座野定信君）

日程第 9、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第67号ないし72号までの6件については、7人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより、各常任委員会で委員会を開き、決算特別委員会委員の選出を行ってください。

総務委員会は、防災センター2階小研修室、文教厚生委員会は、増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は、増築棟2階第5会議室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に14番 栗山千勝君、9番 中根光男君、8番 佐藤文雄君、6番 小松崎 誠君、4番 田谷文子君、3番 山本文雄君、2番 岡崎 勉君、以上7名を。特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、16番 廣瀬義彰君、13番 藤井裕一君、12番 矢口龍人君、10番 鈴木良道君、7番 加固豊治君、5番 古橋智樹君、1番 川村成二君、以上7名を指名いたします。

それでは、直ちに一般会計決算審査特別委員会は、増築棟2階第5会議室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は、増築棟2階第6会議室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時34分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告申し上げます。

一般会計決算審査特別委員会委員長に6番 小松崎 誠君、副委員長に8番 佐藤文雄君。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に5番 古橋智樹君、副委員長に1番 川村成二君。

以上のとおり、選出されましたので、ご報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日9月6日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前11時35分